

# 事務所通信



Vol. 5 2013.9.2 発行

西村泰成行政書士事務所

〒524-0013

滋賀県守山市下之郷1-6-47

(ららぽーと守山さんから徒歩1分)

電話：077-532-7123

FAX：050-3730-6464

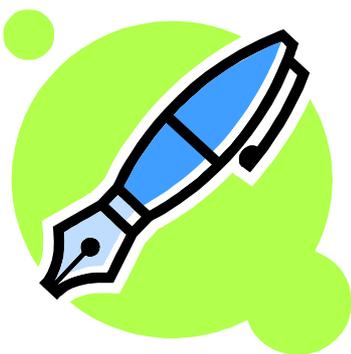
メール：n-gyousei@gaia.eonet.ne.jp

## 後見が終了したらご本人の財産は誰のもの？

ご家族、ご親族で関心のある方も多く、時折ご質問がある分野です。

後見が終了するのは①ご本人が亡くなられたとき、②ご本人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたときが挙げられます。

では後見が上記の理由で終了したとき、それまで後見人等（ご本人を支援する人）が管理していたご本人の財産はどのようになるのでしょうか。



まず①ご本人が亡くなられたときですが、後見人等は速やかに家庭裁判所へ連絡をとり、報酬の精算等を行います。その後、管理していた財産は相続人へ引き継ぎを行います。

次に②ご本人の判断能力が回復して後見開始の審判が取り消されたときですが、この場合、報酬の精算等を行った後、管理していた財産はご本人へ引き継ぎます。

いずれの場合にも後見人等のものになることはありません。

## 成年後見相談窓口

成年後見に関するご相談は当事務所の他に、下記での電話相談も可能ですのでご紹介します。

- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 本部（日本行政書士会連合会館内）  
平日 13:00～16:00 まで ☎0120-874-780
- 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 滋賀県支部（滋賀県行政書士会館内）  
平日 9:30～17:00 まで ☎077-523-4610

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとは全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有するものを正会員とする一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、その人らしい自立した生活が安心して送れるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートいたします。

## 編集後記

先月の下旬に、草津市社会福祉協議会さんにて主に民生委員さん向けの講演会の講師をさせていただきました。

「知っていますか？成年後見制度を！」と題しまして、成年後見制度の概略から入り、できるだけイメージしていただけるように構成を工夫してみました。

内容としてはつい難しい内容となってしまうがちな分野ですが、実は民生委員さん自身がよく受けていらっしゃる相談の中にも成年後見に関連することが多くあることに興味を持っていただけました。

## 事務所のご案内

営業時間：月～金 9時～17時（休日・時間外対応可能です）

業務内容：成年後見、遺言、相続、他

相談予約：ご相談の場合は事前にご連絡いただくとありがたいです

所属団体：滋賀県行政書士会、コスモス滋賀、守山商工会議所

